

# タックスアラート

2018年1月

## 移転価格法案(改正案)が閣議決定

2018年1月3日に、関連者間取引における移転価格を通じた所得移転の防止を目的とした移転価格法案(改正案)が閣議決定されました。改正案は、2017年7月にタイ歳入局(TRD)がパブリックコメントを募集した際の法案を踏襲しています。

TRDのパブリックコメントに関する確認事項は、以下の通りです。

- 後述するレポート、移転価格文書及び証憑を一定期間内に作成しない、調査官に提出しない、または、提出したレポート、移転価格文書または証憑に十分な情報が含まれていない場合は、ペナルティが科される
- 調査官が、法人税計算の目的で、独立して事業を営む法人またはパートナーシップのように収益を獲得し費用を支出したと見做して収益及び費用を調整することができる
- 関連者間取引を有する法人は、歳入局長官告示の要求事項に従い、関連者との関係および各会計年度の関連者間取引の規模を示したレポートを作成し、法人税申告書と一緒にTRDへ提出しなければならない
- 調査官は、タイ歳入局長官の許可を得て、レポート提出の日から5年以内は、法人等に対し、歳入局長官告示に従い関連者間取引の分析に必要な情報の記載が記載される移転価格文書の提出を命ずることができる
- 各会計年度に省令で定めた金額(30百万バーツ)未満の収益しか有さない法人等は、各会計年度における関連者との関係及び関連者間取引の規模を示したレポート作成の義務が免除される
- 移転価格法の発効日に関しては、2017年1月1日以降に始まる事業年度から適用開始と記述されているが、既に終了している2017年に当該法律が遡及適用されるべきではないので、財務省は、国家評議会とともに、更なる議論を行う

適用開始日が決定され次第、改正案は国会へ提出される予定です。なお、現時点で、改正案は一般に公開されていません。

## 2017年7月に募集したパブリックコメントを踏まえてのタイ歳入局の対応

移転価格法案に関するコメント等を募集後に、タイ歳入局はパブリックコメント等のサマリーと歳入局のコメントの双方を、2017年終盤にタイ歳入局のウェブサイト公表しました。

2017年6月20日から7月7日までの期間に、49にのぼる民間団体からコメントが寄せられました。コメントを寄せた49社のうち44社は、独立企業原則に基づく課税の明示、移転価格の既存論点の解決、移転価格操作を通じた低税率国への利益移転の防止、二重課税の防止等を促進できるとして、移転価格法案を支持しています。

パブリックコメントに対するTRDが明らかにした主要な事項は、以下の通りです。

- **71条2、パラグラフ1: 移転価格調整**

調査官は71条の2に従い関連者間取引の収益と費用を調整し、かつ、関連者双方がタイに所在している場合、関連者双方の収益と費用の調整は同時に行われる。しかし、タイ歳入局だけが調整を行う権限を有するため、納税者が自主的に当該調整を行うことは許されないことに留意する。

上述の調整に加えて、TRDは移転価格税制は二次的調整も含むことを確認している。

移転価格調整は納税者の付加価値税の申告に影響を与えない。

- **71条の2、パラグラフ2: 関連者の定義**

関連者か否かの決定する際に株式保有割合の使用が適切とのコメントが寄せられた。TRDは他国が適用しているように株式保有割合を関係性を示す一つの基準として明示した。しかし、株式保有割合はTRDが使用する唯一の基準ではない。改正案では適切に定義できる他の基準を追加する余地を残している。関係性の基準を考慮する際に、一般的に受け入れられる条件である実際支配の程度が考慮されるだろう。間接保有の割合の考え方については、今後、より詳細なガイダンスが与えられる。

- **71条の2、パラグラフ3: 還付**

還付の出訴期間の延長に対する納税者の懸念が表明されたことを受けて、納税者の利益のために、TRDは個別に60日の出訴期間を定義し改正案で明らかにした。通常、還付の出訴期間は税務申告書の提出期限から3年以内であるが、仮に通常の出訴期間が経過した場合でも、税務調査官による移転価格調整の書面による通知を受け取った日から60日以内であれば、納税者は還付の申請ができる。

- **71条の3、パラグラフ1: 年次の移転価格関連情報の開示**

TRDのコメントによれば、法人税申告書(すなわちPND50)と一緒に提出されるレポートに記載する情報は、簡易なもので、納税者にとって負担になるべきではない。レポートに記載するのは、納税者がすでに確実に有している基本的・一般的な情報である。年次のレポートを通じてTRDへ提供する重要な情報は、移転価格操作による租税回避リスクの評価のために使われる。

- **71条の3、パラグラフ2: 移転価格文書**

一般的には、移転価格文書は納税者が関連者取引に従事する時点までに作成しなければならない。移転価格文書の目的は、関連者間取引の移転価格が、独立企業間で合意された価格と異ならないと示すことである。けれども、移転価格文書作成の納税者の負担を軽減するため、省令で規定される最低売上高を上回る売上高を有する納税者は、歳入局長官告示で定める書式でなく、簡易な書式で取引時点で収集される移転価格分析が実施可能な文書及び証憑を保持するだけでも許容される。

しかし、調査官が移転価格文書を要求した場合は、歳入局告示で示される書式による移転価格文書作成のため、納税者に60日の猶予が与えられる。

それゆえ、TRDの見解は、60日間は移転価格文書の提出までの期間として十分というものである。

- **35 条の 3:ペナルティ**

納税者が 71 条の 3 で定めるレポート、正当な理由なく、移転価格文書または証憑の未提出、不十分または誤った情報の提出をした場合は、納税者は各回に最大 200,000 パーツのペナルティの対象になる。

上述のペナルティは現金等で支払われなければならない。なお、除斥期間は1年間である。個々の事案の事情を勘案し、それぞれの事案で科されるペナルティは異なる。

他国と同様に、法律が定める期間内に必要な情報及び文書を準備し提出した納税者に対し、TRDはペナルティの減額または免除を考慮することができる。

### **デロイトの所見**

改正案に基づき、移転価格調査がこれまで以上に増加することが予想されます。なぜならば、法人税申告書と一緒に提出する年次のレポートを通じて、TRD が移転価格操作による所得移転リスクの評価が可能になるからです。さらに重要なのは、移転価格の法令違反(所得移転)により移転価格調整が行われる場合、タイに所在する納税者は二次的調整の対象になります。つまり、当初の移転価格調整に加えて、所得移転した納税者は、みなし配当またはみなし貸付に伴う源泉税の支払いを課される可能性があります。延滞金もこれら二つの移転価格調整に伴い発生します。

移転価格に伴うリスクを許容される範囲に収めるためには、納税者は移転価格の法令順守を徹底すべきでしょう。納税者は自社の移転価格実務を毎年レビューすべきです。十分な準備を経て作成された移転価格文書は、法人税申告書と一緒に提出する年次レポート作成のツールとしてだけでなく、移転価格調査の際に調査官との議論を有利に進めるためのツールとして役立つでしょう。その結果、潜在的追徴課税の可能性及びそれに伴うペナルティ等を削減することに役立ちます。

**Anthony Visate Loh**  
**Business Tax & Indirect Tax,  
Legal Services**

Tel: +66 (0) 2034 0112  
Email: aloh@deloitte.com

**Darika Soponawat**  
**Business Tax (Japanese Services Group)  
& Indirect Tax**

Tel: +66 (0) 2034 0115  
Email: dsoponawat@deloitte.com

**Dr. Kancharat Thaidamri**  
**Transfer Pricing & Business Tax**

Tel: +66 (0) 2034 0118  
Email: kthaidamri@deloitte.com

**Korneeka Koonachoak**  
**Business Tax (Business  
Model Optimization)**

Tel: +66 (0) 2034 0122  
Email: kcoonachoak@deloitte.com

**Mark Kuratana**  
**Global Employer Services**

Tel: +66 (0) 2034 0125  
Email: mkuratana@deloitte.com

**Stuart Simons**  
**Transfer Pricing & Customs Services**

Tel: +66 (0) 2034 0135  
Email: ssimons@deloitte.com

**Wanna Suteerapornchai**  
**Business Tax (M&A) & FSI**

Tel: +66 (0) 2034 0144  
Email: wsuteerapornchai@deloitte.com

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee ("DTTL"), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as "Deloitte Global") does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/th/about](http://www.deloitte.com/th/about) for a more detailed description of DTTL and its member firms.

Deloitte provides audit, consulting, financial advisory, risk management, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in more than 150 countries, Deloitte brings world-class capabilities and high-quality service to clients, delivering the insights they need to address their most complex business challenges. Deloitte's more than 225,000 professionals are committed to making an impact that matters. Deloitte serves 4 out of 5 Fortune Global 500® companies.

**About Deloitte Southeast Asia**

Deloitte Southeast Asia Ltd – a member firm of Deloitte Touche Tohmatsu Limited comprising Deloitte practices operating in Brunei, Cambodia, Guam, Indonesia, Lao PDR, Malaysia, Myanmar, Philippines, Singapore, Thailand and Vietnam – was established to deliver measurable value to the particular demands of increasingly intra-regional and fast growing companies and enterprises.

Comprising 270 partners and over 7,300 professionals in 25 office locations, the subsidiaries and affiliates of Deloitte Southeast Asia Ltd combine their technical expertise and deep industry knowledge to deliver consistent high quality services to companies in the region.

All services are provided through the individual country practices, their subsidiaries and affiliates which are separate and independent legal entities.

**About Deloitte Thailand**

In Thailand, services are provided by Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd. and its subsidiaries and affiliates.

© 2018 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd.